

令和元年 11 月 22 日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和元年11月22日（金）
組合議会定例会休憩中
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 副委員長の互選
- 4 審査事項
議案第12号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者
の指定について
- 5 調査事項
(1) 桜の苑指定管理者制度導入の検討結果について
(2) 浄化場のあり方の検討結果について
- 6 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜

出席者（8名）

委員長	今 城 雅 子	副委員長	秦 伊 知 郎
委 員	国 頭 靖	委 員	戸 田 隆 次
委 員	渡 辺 穰 爾	委 員	足 田 法 行
委 員	幸 本 元	委 員	山 本 芳 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 者（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

事務局長	神 庭 千 秋	事務局施設工事課長	板 井 寛 典
事務局施設工事課長補佐	高 橋 康 之	事務局施設工事課長補佐	本 池 将
事務局施設工事課長補佐	生 田 公 志		

~~~~~

## 事務局の職員

書記長

針田 智子

書記

堀尾 周作

~~~~~

○臨時委員長の選出

○神庭事務局長 そういたしますと、おそろいのごさいますので始めさせていただきますと思いますが。本日の民生・環境常任委員会でごさいます、議会閉会中の9月1日の委員改選後、初めての委員会でごさいますので、正副委員長ともに空席でごさいます。委員長が互選されるまでの間、組合議会委員会条例第8条第2項の規定によりまして、年長の委員でごさいます幸本委員に臨時委員長をお願いしたいと思います。それでは幸本委員、よろしくお願ひします。

○幸本臨時委員長 失礼します。ただいま御指名をいただきました幸本でごさいます。委員長が互選されるまでの間、年長委員であります私が臨時委員長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

~~~~~

## 1 開 会

(午後3時18分)

**○幸本臨時委員長** それでは、これより民生・環境常任委員会を開催いたします。

~~~~~

2 委員長の互選

○幸本臨時委員長 早速でごさいます、日程2、「委員長の互選」に入りたいと思います。まず、委員長の互選について、事務局から説明をお願いいたします。

○神庭事務局長 はい、委員長。

○幸本臨時委員長 神庭事務局長。

○神庭事務局長 座って御説明させていただきます。組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、正副委員長は委員会において互選すると規定されておりますが、過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで米子市議会選出の委員が務めてこられております。以上でごさいます。

○**幸本臨時委員長** ただいま、事務局から、委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があると報告がございました。引き続き、米子市議会選出の委員を推選いただくことで、御異議はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**幸本臨時委員長** 御異議がないようですので、どなたか委員長を推選いただきたいと思います。

○**戸田委員** 委員長。

○**幸本臨時委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今城委員さんを推選したいと思います。

○**幸本臨時委員長** ただいま、委員長に今城委員を推選する旨の声がありました。今城委員を委員長の当選人とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**幸本臨時委員長** 御異議がないようですので、今城委員を委員長の当選人とすることに決しました。委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代いたします。御協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、今城委員長、委員長の席にお願いいたします。

○**今城委員長** では、改めまして。ただいま、委員長に御推挙いただきました今城でございます。当委員会は、住民生活に直接かわる多くの事項を所管する委員会でございます。委員会の円滑な運営はもとより、圏域住民の付託に応えるため、委員会の充実に努めてまいりますので、どうか皆様のお力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~

### 3 副委員長の互選

○**今城委員長** それでは、次に、日程3の「副委員長の互選」を行いたいと思います。まず、副委員長互選について事務局から説明をお願いいたします。

○**神庭事務局長** はい、委員長。

○**今城委員長** 神庭事務局長。

○**神庭事務局長** 過去の例で申し上げますと、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてこられたという経過がございます。以上でございます。

○**今城委員長** ただいま、事務局から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経過があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議がないということですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。

○幸本委員 委員長。

○今城委員長 幸本委員。

○幸本委員 ただいま、推選ということでございまして、南部町選出の委員の秦委員を推選したいと思います。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 ただいま、秦委員を副委員長にという推選がございました。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 御異議がないということですので、秦委員を副委員長の当選人とすることと決しました。秦副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○秦副委員長 ただいま、選出いただきました秦伊知郎です。南部町議会から出向しております。今城委員長を補佐し、円滑な委員会活動が行われますように努力しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

4 審 査 事 項

○今城委員長 よろしくお願いいたします。それでは引き続き日程4、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案1件について、審査をいたします。なお、審査事項はお手元に配付しております日程書のとおりでございます。では、議案第12号、「鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○板井施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 施設工事課長の板井でございます。座って説明させていただきます。そういたしますと、御覧いただく資料でございますが、議案概要、それから議案ですね、それから参考資料というふうに三つお配りしておると思います。よろしくお願いいたします。そうしますと、議案のほうを見ていただけますでしょうか。概要ではなくてですね、ページ番号が打ってございませんが申しわけございません。よろしゅうございますでしょうか。議案の第12号でございます。この「鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者の指定について」という議案でございます。この議案は、今年度3月末をもちまして指定期間が満了いたしますうなばら荘の、次期指定管理者の指定についての議案でございます。内容でございますが、1番は施設の名称及び所在地でございます。2番が指定する者でございます。一般財団法人うなばら福祉事業団でございます。3番目のほうに、業務の範囲、管理の基準等を書かせていただいております。はぐっていただきまして、一番下の4番、指定の期間でございます。令和2年4月1日から令和4年3月31日と、2年間でございます。以上が議案でございまして、

参考資料のほうにですね、指定管理者候補者選定委員会の答申書の写しをつけさせていただいております。答申の内容といたしましては、御覧のとおりでございます、この裏面のほうにですね、「適性を欠く面は認められなかった」「候補者となることが適当と考える」というような答申をいただいております、中ほどの「なお」書きから、意見といたしまして3点ほど伺っております。「人員削減」の件、それから赤字経営で、「経営状況の改善について具体的な取り組みを務められたい」という意見。それから最後に、「現在、あり方の検討が進められているところであるが、できるだけ早くこの状況を脱することができるよう、早期にその結論を出されたい」というような意見をいただいております。それからもう一つ、指定管理者候補者案というのをつけておりますが、これは答申書の中身と重複いたしますので、説明のほうは割愛させていただきます。説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。皆さんの質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 では、別にないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けての委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ございませぬね。別にないようですので、討論を終結いたします。これより、本件について採決をいたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 異議なしと認めます。よって、本件は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

#### **○追加日程 所管事務調査**

**○今城委員長** ここでお諮りをいたします。この際、日程に所管事務調査を追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 異議なしと認めます。よって、所管事務調査を日程に追加することと決しました。それでは所管事務調査を行います。調査事項は2件です。これらについて、事務局施設工事課より順次報告を受けたいと思います。初めに、(1)「桜の苑指定管理者制度導入の検討結果について」を調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 そういたしますと、資料１－１のほうでございます。「桜の苑 指定管理者制度の導入について」の報告でございます。まず、１番目でございますが、指定管理者制度の導入につきまして、以下の理由によりまして、指定管理者制度を導入することとする。それからもう１点、指定管理者制度の導入の時期は、来年度の大規模改修の翌年度、令和３年度からとする。といった内容でございます。この内容につきまして、１１月７日の正副管理者会議のほうで御了承いただきまして、本委員会で、本日説明させていただくものでございます。まず、「現状と課題」でございますが、１点目、「会計年度任用職員制度への対応」というのがございます。桜の苑でございますが、現在は非常勤職員を中心に運営しておるというのが現状でございます。来年度より、会計年度任用職員の制度が変わりまして、職務の内容や責任の程度が常勤の職員とは異なるというような設定とすることが必要であること、あるいは、職員の入れ替わりというようなことが増加するということが想定されます。この制度のもとでの施設運営は、施設の運営能力や住民サービスの低下等につながるのではないかとのおそれがある、ということをお知らせしていただいております。それから、その四角囲みの中でございますが、この会計年度任用職員の法改正に伴いまして、「厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要」。それから、「ＩＣＴの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務の改革を進め、効率的な行政体制を実現することを目指すべき」というふうにされておるといふようなところも、課題として挙げております。それから、（２）番でございますが、火葬場管理者の資質向上ということで、「火葬場には火葬場管理者を必ず置く」というのが法律で定められております。この火葬場管理者には、関連法規ですとか工学関係の知識・素養というものが求められているところを課題として挙げております。それから、その下でございますが、指定管理者制度を導入した場合でございますけれども、複数年の指定期間が想定されまして、業務の継続性や専門的な知識を持つ人材の確保が期待できること。それから、事務室、火葬業務等の人員を一元化できるために、効率的な人員配置が期待できること。また、非常勤職員の配置が不要となり、効率的な行政体制が実現できること。というようなことを挙げさせていただいております。参考までに、この資料の「別紙１」というのを御覧いただけますでしょうか。３ページほど先になりますが、別紙１のほうに、この指定管理者制度を導入した場合の指定管理者の選定方法と業務の範囲というものを挙げさせていただいております。わかりやすく書きましたものが次のページですね、表にしたものがございます。火葬に関する業務と、管理運営上必要な業務というのを分けて書かせていただきまして、「現行」と「指定管理者制度導入後」というふうに書かせていただいておりますが、指定管理者



の業務を予定しておりますのは、ここの表に掲げるとおりでございますが、逆に、こちら行政に残るものというものは何かと申しますと、中ほどに書かせていただいております、施設の使用許可業務でございます。これは、市町村の窓口で使用許可書を発行するものに限る、というところでございます。それからもう1点、火葬炉、建屋等の改修工事及び高額な修繕、これもこちら行政側に残るというところでございます。もう一つ、これから説明させていただきますが、予約システムの維持管理。これにつきましては、こちら行政側に残るものというふうに予定しております。資料がまた元に戻りまして申しわけございません。この資料の2ページ目、「予約システムの導入について」というページを見ていただけますでしょうか。この予約システムでございますけども、来年度令和2年中に、指定管理者制度を導入する前に本格導入をしたいというふうに考えております。桜の苑でございますが、火葬1件当たり、現在のところ予約の状況の確認ですとか、予約及び市町村からの確認、そういったようなことで大体1件当たり3回程度の電話のやりとりがございます。また、桜の苑では非常勤職員が2名通常対応しております、電話が2台設置してございますけども、窓口対応に当っております、電話に出られないというようなことも生じております。もう1点、夜間の受付でございますが、現在米子市の宿直職員さんのほうに対応していただいておりますという現状がございます、そこに件数を掲げておりますが、大体年間、夜間の米子市の宿直さんのほうで入る件数が、600数十件〜700件というような数字が出ております。この予約システムを導入した場合でございますけども、個別の市町村において大幅な事務の効率が改善されるわけではございませんが、全体としてですね、これまで電話による予約や予約確認を行っている部分がシステム化されることにより、事務の効率化が図られること。それから、インターネット上で24時間どこからでも予約状況が確認できることから、特に遺族のほうの葬儀日程がスムーズに決定できること。それから、市町村窓口から桜の苑への予約状況の確認が不要となることによりまして、窓口における手続きがスムーズになること。といったようなことを挙げさせておりまして、住民サービスや施設予約の利便性の向上につながるというふうに考えております。この予約システムの概略でございますが、また先に進みまして申しわけございません。別紙の2のほうを御覧いただけますでしょうか。この別紙の2でございますが、「火葬事務（予約受付）の流れ」というものを書かせていただいております。上のほうが現行の連絡体制、下のほうが予約システム導入後の連絡体制でございます。特に、導入後を見ていただきますと、格段にサービスが向上いたしますのが、「住民・葬儀業者」というふうに書いてございますが、葬儀業者さんがインターネット上で予約システムを見られて、何月何日の何時が空いているというところから、そこから予約していただきますと非常にやりとりがやりやすい、というような利便性がございます。参考までに、一番下でございますが、今の桜の苑のタイムテーブルを掲げさせて

おりまして、現在は1日12件を受け付けさせていただいております、こういったスケジュールで運営しておるところでございます。また、返っていただきまして、申しわけございません。この資料の3ページ目でございます。今後の進め方でございますけども、他団体の事例などをさらに研究させていただき、また担当の課長会議で協議しながら事務を進めることとしております。(1)番でございますが、指定管理者制度関係でございますけども、令和2年2月、来年の2月に開催予定の組合議会定例会におきまして条例改正をお願いし、令和2年度に指定管理者の選定事務を行うというふうに考えております。その、表のようになっておりますところに、スケジュールのイメージを書かせていただいています。来年度、5月か6月に公表いたしまして、7月～9月に候補者の選定、10月の定例会の折に指定管理者の指定の議案を出させていただきたいというようなスケジュールを考えております。予約システムの関係でございますけども、必要経費を令和2年度の当初予算に計上させていただき、年内にシステム構築を完了。試行期間を経て本格導入をさせていただきたいという内容でございます。スケジュールは御覧のとおりでございます。プロポーザルによります契約を想定したスケジュールというところでございます。駆け足で非常に申しわけございませんが、桜の苑の指定管理者制度の導入、また予約システムの導入についての御報告でございます。よろしく願いいたします。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいいたします。

**○山本委員** 委員長。

**○今城委員長** 山本委員。

**○山本委員** この指定管理制度を導入したときにですね、委託料とかというものが発生するのでしょうか。

**○生田施設工事課長補佐** はい。

**○今城委員長** 生田施設工事課長補佐。

**○生田施設工事課長補佐** 指定管理者に対しての委託料は発生いたします。

**○山本委員** 金額はわかりませんか。

**○今城委員長** 生田施設工事課長補佐。

**○生田施設工事課長補佐** 先ほど、課長が説明いたしましたとおり、令和2年度の当初予算のほうに債務負担行為というものを設定をしていただいて、令和2年中に協定書の締結をし、というようなスケジュールになりますので、現在その当初予算の計画を受けまして積算をしているという状況でございます。

**○板井施設工事課長** 委員長。

**○今城委員長** 板井施設工事課長。

**○板井施設工事課長** 済みません。先ほどですね、資料の中で参考資料というのを、申しわけございません、説明させていただいていませんでした。参考資料の

2 ページのほうですね。2 ページのほうに、この西部広域の桜の苑と同じような、似たような規模のところの火葬場の調査結果を載せさせていただいております。その若干下側になりますが、「指定管理料」という欄がございます。これ、ここがですね、今この近隣の指定管理をやってらっしゃるところの同規模の指定管理料というところがございますので、ここも参考にさせていただけたらというところがございます。先ほど生田のほうが申し上げましたとおり、今、この辺さらに詰めさせていただいておるというところがございます。申しわけございません。

○**今城委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

○**国頭委員** はい。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 先ほどありましたけど、非常勤の方が2人か、ローテーションの表を見ると再任用の職員さんも含めて2名だったり3名だったりの日があるんですけど、電話に出られないことがあるということなんですけど、2名の場合、結局その実際の事務所じゃなくて、出ててっていう、2人ともですね。出てたりして取れないとか。頻繁に出れないということがあったということなんです。そのあたりをちょっと。

○**生田施設工事課長補佐** 委員長。

○**今城委員長** 生田施設工事課長補佐。

○**生田施設工事課長補佐** 勤務ローテーションのほうを資料の2ページのほうに挙げさせていただいております。非常勤の職員でございますので、こちらのほうが、勤務の時間がですね、先ほどの資料の説明の別紙2のほうでタイムテーブルのほうも御覧いただいておりますが、朝の8時40分から最初の火葬執行が始まりまして、その準備のために早い職員は朝の8時に出勤をしているということでございます。これが早番ということでございます。勤務ローテーションのほうを御覧いただきますと、「早」という漢字が少し小さくて申しわけございません。「早」という漢字が、その早番の職員。そして、通常の8時半に出勤する職員が白抜きのところになっておるわけでございます。1名の勤務時間がまず1日の中に生じているということがございます。それから、ここにちょっと書いておりませんが、有給休暇等の取得。こういったこともございまして、1人で勤務するような日も中にはございます。御質問のような、頻繁にあるかということではございませんが、やはり窓口のほうの対応を優先いたしますので、お客様のお相手のほうを優先いたしますので、どうしてもそれが重なったときには、電話に出られないこともあるということでございます。以上です。

○**国頭委員** はい。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 予約システムを入れるとですね、ネットからの予約ということで、市町村の負担等も軽減したり、電話も減ってくると思うんですけども。現状の1

人で勤務とかですね、というときもあるということなので、もともとネットでなくて電話で予約しなくちゃいけない人もおられるので、その辺は減らなかつたりすると思うんですけど。そのあたりが予約システムを入れてもですね、現場のお仕事というか、1人とか2人のときには作業が軽減したとしても、そのあたりの根本の問題は対応は変わらないじゃないかなという、ちょっと疑念があったもので。そのあたりがしっかりされればですね、いいのかなと思っております。そのあたりですね、ちょっとどう考えておられるかをお聞かせいただければ。

○**今城委員長** 生田施設工事課長補佐。

○**生田施設工事課長補佐** それでは、お配りしております資料の2ページ、下のほうの表を御覧いただきたいと思います。こちらの表がですね、青い表と緑の表になっておると思います。青い表が、このたび予約システムを対象とするものでございまして、大人、あるいは子供の方等々の火葬、これが年間で2,635件、平成30年度の実績でございまして、これが予約システムで予約をされますと、相当量電話が減るのではないかと、いうふうに考えております。また、平成30年度の汚物炉の実績も挙げております。こちらはですね、当日お電話をいただいて持ち込まれるようなものでございますので、いずれにしても電話がゼロにはなりません、しかしながら大半のものが予約システムから予約が入るであろうというように想定しておりますので、状況は随分改善されるのではないかと、いうように考えております。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**国頭委員** はい、よろしいです。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今の参考資料の2を見たんですけど、家でも見とったんだけど、いわゆる他市の事例を見ると、行政改革の一環でこれを実施したということもあってあるんだけど。それで今、火葬業務については五輪さんに委託しとるへんだかいね。そのことと、この今回の指定管理者を導入されることと一体感でやられるのか。業務部分について、五輪さんと別の指定管理業務をされるのか。そこをきちんと説明していただければと。五輪がやっとなる火葬業務を含めた指定管理者制度をプロポーザルで今後やりますよ、ということですか。

○**板井施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** 一体として指定管理者制度を導入したいというふうに考えております。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** それでね、五輪さんに火葬業務、まあ私も十分承知しておるだけ

ど、そこに今、債務負担行為を結んで委託契約。5年なら5年、確か結んどうへんかいね。それで、新たに今回指定管理業務やったときと今の状況と比較して、行政改革の一環になる、単価が安くなるというような想定はされておられるんですか。他市の事例を見たときには、それを想定して指定管理業務に移行したという記述があるんだけど、そこは比較検討を十分にされたんですか。

**○今城委員長** 生田施設工事課長補佐。

**○生田施設工事課長補佐** ご答弁申し上げます。先ほど、予算のことにつきましては現在積算中であるということでございますので、その金額のことについてつぶさに検討ということではございませんが、今後、その積算にあたりましては、先ほど委員のほうからもございましたが、他市の事例、まあ金額等を含めてですね、十分に積算等をしていきたいというふうに考えております。先ほどの課長の説明のとおりでございますが、今回の指定管理者制度への移行につきましては、桜の苑が現在抱えております課題、これの解消ということが、指定管理者制度に移行することで随分できるんじゃないかというところを主眼としているところでございます。以上です。

**○戸田委員** 委員長。

**○今城委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど。そうではなくて、そういう今の課題があるからクリアするために指定管理者に移行しますよと。しかしながら、指定管理者に移行にあたっては、もう一つ今、行革、いわゆるトータルコストを下げていくんだというのは、私は、うちの議会なり正副管理者会の大きな課題だと思うんですよ。その辺のテーマを掲げながら、両方、今のシステムを入れながら、そういうふうな修繕なり、まあ小修繕やそういうものについては事務局のほうから計画していくんだというお答えがあったんだけど、やはりトータルのコスト的なものを十分に主眼に置いて、で、諸課題も並行して、あわせて解決していくという考え方を持っていないと、私はいけないと思うんだがね。指定管理者にして、何が一番有効であったかということが、私は求められてくると思うんだがね。その辺のところ十分に検討願いたいと、要望をしておきます。

**○今城委員長** ほかにございませんか。ないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(2)「浄化場のあり方の検討結果について」を調査事項といたします。当局より説明を求めます。

**○板井施設工事課長** はい。

**○今城委員長** 板井施設工事課長。

**○板井施設工事課長** 失礼いたします。資料のほうは、2-1、2-2、2-3など、ありますでしょうか。そういたしますと、2-1「浄化場のあり方について最終報告」という資料を御覧いただきたいと思います。この浄化場のあり方につきましても、11月7日の正副管理者会議で了承いただき、今後この方向で事

務を進めたいというものの御報告でございます。先ず、1 ページ目でございます。

「浄化場のあり方について」という、5 点挙げさせていただいております。報告の内容でございますが、先ず1 点目。し尿、浄化槽汚泥の適正な処理並びに処理対象物の減少に応じた効率的な施設運営、さらには、人口減少社会におけるインフラの効率的な利用の観点から、米子浄化場に統合することが適当である。また、統合効果を鑑み、令和2 年4 月に統合する。といったことが、先ず第1 点でございます。2 点目でございます。下水連携でございますが、将来的に下水道施設と連携処理することが、より効率的であると考えられるが、現時点で米子市下水道施設の受け入れ能力が不足しており、機能増強を要する状況であるため、連携可能となるまでの間は、米子浄化場の長寿命化を実施し、施設の延命化を図る。というものでございます。ここが大きな二つでございます。③番でございます。その下水道施設との連携については、米子市下水道部と継続して協議を行いたいということでございます。4 点目でございます。先ほど、御質問がございましたが、処理停止後の白浜浄化場の跡地利用については、継続して検討を行う。それから5 点目でございます。米子浄化場から発生するし渣は、経費削減、リサイクル寄与の観点から、来年4 月から外部委託で処理を行うと。この5 点を最終報告とさせていただいておるところでございます。この検討内容を見ていただきたいと思います。まず、1 点目の統合に係る部分でございます。4 ページ目を見ていただけますでしょうか。資料の4 ページ目でございます。(2) のところに、「搬入量平準化への取り組みと統合時期の見通しについて」というところがございますが、ここは、昨年12 月より、1 日当たりの搬入台数の制限を試験的にさせていただいて搬入量を平準化しております。また、搬入量平準化による変動係数の推移でございますが、1.45 から1.30 に下がったというようなところがございます。また、年間の搬入量の推計、日変動量及び施設的能力等を考慮いたしますと、来年、令和2 年度に米子浄化場へ統合できるといったような内容でございます。この下のグラフを御覧いただきますと、おわかりになりますとおり、当面の間、白浜浄化場への統合は困難だ、というものでございます。5 ページ目でございますが、運搬効率に係る部分。これは米子浄化場に優位性があるという部分。それから、(4) が防災関係のことでございます。それから、6 ページ目でございますが、(5) で、生活環境影響調査に係る部分でございます。統合いたしますと、量的には平成16 年度ごろの量となる推計でございますが、平成30 年度と統合時の比較におきましては年間処理量が増加いたしますが、当初の処理計画内であるというところで、浄化場を統合した場合生活環境への影響は、軽微なものと推測されるというふうにしております。さらには、7 ページ目でございます。(6) で、統合による経費縮減効果というのを掲げさせていただいております。まず、浄化場の維持管理費でございますが、統合いたしますと、人件費を除きまして7,000 万円程度の縮減が見込まれること。それからもう1 点、白浜浄化場をこのま

ま運転を続けますと、いずれ基幹改良が必要でございます。これはあくまで試算でございますが、約１４億から１５億円の縮減が可能となるという試算でございます。以上、ここまでが統合に関する検討の内容でございます。８ページ以降でございます。「下水道との連携について」というところを御説明させていただきます。８ページの上の部分でございますけども、米子浄化場に隣接いたします内浜処理場との連携を図ることで、より効率的な汚水処理が行えますが、昨年度の年度末にですね、コンサルのほうを依頼いたしまして、技術検討の結果、内浜処理場でし尿等を処理するためには能力の増強が必要であり、能力の増強には最短で１４年、最短でございます。１４年の期間及び概算の経費で３６億円の費用を要するという状況であるということがわかりました。また、連携に要する期間や連携に係る能力増強内容及び費用は、現時点での想定でございますので、浄化場の長寿命化の実施方法や費用、また処理量の変化などに応じた最も合理的な連携の時期、能力増強の内容及び費用については、今後、別途検討するというものでございます。９ページ目でございますが、この連携に伴います概算の事業費を掲げさせていただいております。一番上に書いております「水処理施設」の約１３億でございますが、これは米子市の下水道部の第１期ストックマネジメントの計画の対象工事でございます。し尿の受け入れの可否にかかわらず実施するものでございます。それ以下の「汚泥処理施設」・「その他」のところで、約３５億６、０００万という数字が出ておりまして、この部分が現在、現時点で想定いたします下水連携により実施が必要な部分の経費でございます。その下のロードマップでございます。字が細かくて非常に申しわけございませんが、一番下のピンクの部分に赤丸で囲っております。この部分が、この西部広域浄化場と下水連携に係る部分でございます。米子市の第１期のストックマネジメントが予定どおり進みますと、このスケジュールで下水道との連携ができるのではないか、というものでございます。現時点で想定される最短のスケジュールでございます。次にですね、１０ページ目でございます。施設の長寿命化の件でございます。当面は下水道との連携が難しい状況でございますので、施設の長寿命化を考えなければいけない、必要であるという状況でございます。長寿命化の種類でございますが、そこに三つ掲げさせていただいております。１点目は、「汚泥再生処理センターへのリニューアル」、それから２点目は、「ＣＯ<sub>2</sub>削減に資する基幹改良」、それから３点目は、「基幹改良」というふうに掲げておりますが、上の二つは、環境省の循環型社会形成推進交付金を使おうというもの。一番下の基幹改良は、その交付金を使わないという形でのもの。以上３つの長寿命化の種類があるのではないかと考えておるところでございます。それから、その下、処理停止後の白浜浄化場の跡地利用でございますけども、現段階では事例調査を行った段階でございます。今後さらに、先ほど御指摘もございましたが、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。最後に、１２ページ目でございます。し渣焼却の取りやめ

でございます。(10)でございますが、現在、米子浄化場では平成28年度から、脱水汚泥につきましては資源化を開始しておりまして、場内で焼却する対象物としてしましては、し渣ですね。搬入物に含まれるごみでございますが、そういったものですとか、砂。これを焼却しておりますが、大変非効率な運転になっておりまして、焼却設備の老朽化によりまして、今後継続して焼却する場合、多額のその設備の補修費を要する状況でございますので、経費削減に加えまして余熱利用による発電リサイクルや、し渣焼却残渣の資源化など、エネルギーや資源の有効活用を行うよう、し渣の焼却を取りやめようとするものでございます。②で処理費用の比較を書いておりますが、外部処理委託するほうが現在の焼却よりも若干高めにはなりますけれども、し渣焼却の設備を改修するには、約7,200万程度が必要というふうな試算が出ておりまして、トータルコストは外部処理のほうが安価となるというところで、外部処理を選択しようとするものでございます。駆け足でございますが、最終報告につきましては以上でございます。もう1点、資料の2-3でございます。「今後の検討の進め方」というのを御覧いただけますでしょうか。今後の検討の進め方でございますが、あり方検討会のほうは、この報告をもちまして解散させていただきまして、以下の継続検討事項については、清掃担当課長会議などで検討を進め、正副管理者会議に諮りながら組合議会のほうに報告させていただきたいというふうに考えております。まず、施設の長寿命化の方針でございますが、来年度ですね、令和2年度に、ここでは「長寿命化検討業務（仮称）」というものを実施し」と書いておりますが、コンサルのほうに委託させていただき、長寿命化の方針を決定したいというふうに考えております。この委託業務でございますが、概算の費用は約900万円。実施内容でございますが、整備が必要な機器と内容の抽出ということで、これは従来の精密機能検査に当るものでございます。それから、下水道連携を見据えた効率的な長寿命化の内容の検討ということ。また、躯体等の劣化調査というものを含めまして来年度、半年程度かけまして調査を行いたいとするものでございます。長寿命化の内容につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございますが、このコンサル業務の詳細でございます。3枚目の「別紙1」というのを見ていただけますでしょうか。別紙1でございますが、先ほど來說明させていただきましたとおり、現時点の想定では、機能増強に最短で14年の期間、費用のほうは約36億円必要ということでございます。米子浄化場では長寿命化による延命化が必要でございますので、その内容についてはこのコンサルのほうに委託いたしまして、どのような内容の長寿命化を実施し、14年後以降ですね、いつの時点で下水道連携を図ることが最も効率的であるのか、というような検討を行うために、委託業務に出そうというものでございます。検討のイメージは、そこに書かせていただいておりますとおりでございます。令和2年に浄化場の統合、令和3年から6年にかけて長寿命化。それ以降につきましては、下水道との連携がいつ頃が



いいのかというような検討をさせていただきたい、というようなイメージでございます。これも大変駆け足でございましたが、この浄化場のあり方についての御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見をお伺いいたします。

○**国頭委員** 委員長。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** このたびのコンサルにですね、出されたと思うんですけども、随意契約だったということで。これはやはりその理由は書いてあるんですが、これ、何カ月くらいで仕上げてこられたのですか、去年の。

○**生田施設工事課長補佐** 委員長。

○**今城委員長** 生田施設工事課長補佐。

○**生田施設工事課長補佐** 昨年度のこの契約が12月の終わりごろでですね、これは国からの補助金の内示を待って締結いたしまして、年度末に報告をいただいたものでございます。

○**国頭委員** はい。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** ということは、3カ月程度で、ということですね。わかりました。いつの、その、本当に随意でなければだめだったのかなあというところがあったもので、ちょっと質問しました。この次の長寿命化については、このコンサルで契約まで出ていますけども、これも同じところになるんですか。

○**板井施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** この後、来年度につきましては入札を予定しております。

○**国頭委員** ああ、そうですか。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**渡辺委員** 一つだけ。

○**今城委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** まあ、一回聞いたって、なかなか皆さんわかりにくいと思いますよ。委員の皆さんも出てね、あれなんで。一つだけ私聞きたいのは、最終形というのは米子市の下水でいくと。白浜をやめて、米子に一旦落として長寿命化をして、要は下水でその処理をします。私も、白浜の分もこの分も下水で処理できる能力が米子の内浜には今はあるって聞いたことがあるんですけど。一つは、米子市の内浜処理場がどれだけ最後延伸して、概成10年がどうなのかという問題と、下水道の民間委託の問題というのが米子市にも出てますよね。これを見ると、それを加味されているのかどうなのかわかんないけど、もう入れていくんだという方針でいかれてますけど、そこら辺の絡みだけっていうのは、あんまり問題ないわ

けですか、それは。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 この、あり方検討会での報告といいますか、この内容につきましては、今、渡辺委員がおっしゃいましたような、私も新聞報道で知っておる限りでございますが、そういったところは加味されていないロードマップでございます。そのあたりも含めまして、下水道と細かく協議をしながらですね、来年度の委託業務をどうやって連携したらいいのか。極端なことを言いますと、もう一回し尿処理施設ということもあり得るのかもしれませんが。そういったところを見定めていただき、コストの面でどういったことが、どういったやり方が安くなるのか、というところで検討をさせていただきたいと思います。

○今城委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私サイドはですね、きょうは説明を受けたんですけど、そこら辺が全然確定していないなという。で、まあ、わかるんですよ。最終的には、いわゆる汲み取りを持って来たのも、そりゃあ同じことですよ。下水管通って来たのも終末処理場で処理するんですから、2個に分ける必要はない。それは当たり前の話で。それを今は、し尿で取って来たのはここで処理して、下水管で入って来るのはここでやっているということですから。絶対、効率的には下水道で一元性がある。ただし受け側が、米子市下水道が、今一番改革しようとしてて、なおかつ指定管理じゃないですけど民間委託という、これ全国でも珍しいぐらい大型の民間委託をしようとしているということになると、その民間委託を受けたところと、35億円の補強が必要だという費用の持ち分ですね。米子市が全部みるのか、その他みるとかというのが、まだ全然確定できないんで、参考として聞かせていただきました。

○今城委員長 ほかにございますか。

○幸本委員 はい。

○今城委員長 幸本委員。

○幸本委員 渡辺委員がおっしゃるとおりだなあと思っておるんですけども。米子市の下水道施設が、受け入れが不足しておるということで、この機能増強をすることが前提ですよ。それで、これも長寿命化を図るということで、結構長い年月、5年からもかかるようなんですけれども。その辺のことが、私も技術的なことはわかりませんが相当な年月がかかるということと、この増強が可能なかどうか。その辺は大丈夫なのか、というところですが。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 先ほど来申し上げておるとおり、下水道との連携については、これから、この今回のあり方につきましては、まず、統合を先にさせていた

だいて、経費削減を図りたいというのが第一番でございましたので。今、米子市の下水道さんのほうも大変な状況というか、今後の、またどういったことになるのかというのが不透明なところもいっぱいあると聞いております。そのあたりを連携、協議させていただきながら、今後、その部分を詰めていきたいというところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○幸本委員 はい。

○今城委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 それでは、別にないようですので、以上で事務局施設工事課からの報告を終わります。

~~~~~

6 閉 会

○今城委員長 これをもって、民生・環境常任委員会を閉会いたします。

（午後4時08分 閉会）

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任臨時委員長 幸本 元

民生環境常任委員長 今城 雅子